

吹田市公告第 79 号

庁舎案内業務(長期継続契約)に係る制限付一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告します。

令和7年3月 25 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 業務名

庁舎案内業務

2 契約期間

令和7年6月1日から令和 10 年5月 31 日まで
(地方自治法第 234 条の3に基づく長期継続契約)

3 業務内容

別紙仕様書のとおり

4 最低制限価格

設定しない

5 入札回数

2回までとする。

6 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿(物品等各種契約)登載事業者であること。
- (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

7 入札参加資格確認申請手続

(1) 本入札に参加を希望する者は、(2)に定めるところに従い、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、本市の確認を受けなければならない。

(2) 申請書の提出

ア 提出期間

令和7年3月25日(火)から令和7年4月8日(火)正午まで

受付時間は、午前9時から午後5時30分まで(4月8日は、正午まで)

イ 提出場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 中層棟1階

吹田市 市民部 市民総務室 広聴担当

電話:(06)6384-1378

ウ 申請書の取得方法

吹田市のホームページ(トップページ>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>業務委託・物品購入 入札情報>令和7年度(2025 年度)一般競争入札(業務委託)一覧>庁舎案内業務(長期継続契約)>関連書類等ダウンロード)からダウンロードすること。

エ その他

(ア) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(イ) 提出された申請書は、返却しない。

(ウ) 申請書は持参又は郵送(一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれか)に限るものとする。また、(2)アに示す提出期間に到着したもののみ受け付けるものとする。

(エ) 申請書に記載するメールアドレスについては、特に明瞭に記載すること。

(3) 入札参加資格の確認の結果は、令和7年4月11日(金)までに、メールにて、申請書に記載されているメールアドレス宛に通知を送信する。

なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

(4) 提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格はないと認めた者は、本入札に参加することができない。

8 説明会の開催

(1) 開催日時

令和7年4月14日(月)午後2時

(2) 集合場所

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所高層棟3階オペレーションルーム

定刻になり次第、説明会を開始。説明会の途中で業務場所(正面玄関及び西玄関)に移動し、詳細を説明。

9 質疑及び回答

上記8に記載の説明会にて、質疑の受付及び回答を実施する。

なお、説明会中に回答できない質疑があった場合は、令和7年4月15日(火)午後5時30分までに、メールにて、入札参加予定業者全員に対し、申請書に記載されているメールアドレス宛(BCC)に回答を送信する。

10 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和7年4月24日(木)午後2時

(2) 入札場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所高層棟3階リエゾン1・2

11 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

12 入札保証金

入札保証金は免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

13 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに本市入札心得書(以下「入札心得書」という。)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において前記6に掲げる資格のない者が行った入札は無効とする。

14 落札者の決定

(1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

(3) 入札参加者が2者に満たない場合も入札は成立するものとする。

15 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接

関係者でない旨の誓約書を提出すること。

16 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(2)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことに
ついて、市は一切の責めを負わない。

(1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき。

(2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき。

17 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

18 契約の保証

落札者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、契約希望金額の1年当たりの額の100分の10以上に相当する額の契約保証を付さなければならない。なお、付された契約保証は、当契約に基づく債務の履行を確認した後に、還付するものとする。

(1) 契約保証金の納付

(2) 有価証券等の担保の提供

(3) 当契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する、銀行又は発注者が認める金融機関の保証書の提供

(4) 当契約に基づく債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の保険証券の提出

19 その他

入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。

20 問合せ先

〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市 市民部 市民総務室 広聴担当

担当者名：高須

電話：06-6384-1378

メールアドレス：ko_sodan@city.suita.osaka.jp